○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第二百十四号備後圏都市計画下水道事業芦田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年三月三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第二百十二号出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業宍道湖西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年二月二十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	武雄市北方町大字大崎字二本松原田一〇二三番一から同市北方町大字大崎字丁ノ坪八七〇番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成三十年二月二十一日

○九州地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇城市三角町三角浦字瀬戸一〇一一番一から同市三角町三角浦字荒川八二一番五まで	前	九・二〇～一六・三〇メートル　〇・六八九キロメートル
	後	一二・一五～三六・四〇メートル　〇・六八九キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

二月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

質問書提出

二月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

琉球人遺骨の返還等に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問主意書（鷲尾英一郎提出）

「色覚チョーク」に関する質問主意書（櫻井周提出）

報告書受領

二月十六日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告

参議院

議案受領（予備審査）

二月十六日内閣から次の議案が送付された。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

議案送付（予備審査）

二月十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均発議）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）

報告書受領

二月十六日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

人事異動

防衛省

（陸上幕僚監部）二等陸佐　秋満政一郎
（陸上自衛隊幹部学校）同　天内　明弘
（陸上幕僚監部）同　井田　輝彦
（大津駐屯地業務隊）同　伊藤　忠
（北部方面航空隊）同　伊藤　憲孝
（統合幕僚監部）同　伊藤　充希
（中部方面総監部）同　入江　一博
（第三戦車大隊）同　岩男　保博
（中央情報隊）同　遠藤　智明
（陸上自衛隊幹部学校）同　大崎　香織
（中央情報隊）同　大塚慎太郎
（第九師団司令部）同　小原　淳志
（自衛隊沖縄地方協力本部）同　川村　幸城
（陸上自衛隊富士学校）同　木全　雅久
（陸上自衛隊幹部学校）同　越山　光正